

特定非営利活動法人NAGOMI MIND

謝金・旅費 規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人NAGOMI MIND（以下、当法人）が、講座等の講師手配に際して必要となる謝金・旅費を決定する際の根拠とするために作成する。

(適応の範囲)

第 2 条 この規程は自主事業での講座開催等に際し、講師を社員・職員から手配する必要がある講座での謝金決定、ならびに外部団体から当法人に対して講師派遣を求められた際の謝金決定のために用いることとする。

(講師謝金の額)

第 3 条 当法人の謝金単価は、原則以下の通りとし、講師と協議の上決定する。

等級	金額 (税抜)	区分
A	50,000 円	当該テーマに対する専門性の高い講師で、大学教員・民間企業役員等、社会においてもその専門性が認められている者。
B	35,000 円	当該テーマに対する専門性の高い講師で、当該テーマでの活動年数が概ね 10 年以上の者。
C	30,000 円	当該テーマに対する専門性の高い講師で、準備負担の少ない座談会のような形式のもの。
D	20,000 円	等級 A ないし B の講師の講座補助として業務に従事する者。当該テーマに対し、専門的知識や業務経験を有する者。

2 講師の業務従事時間は、1 回 2 時間程度を想定する。但し、前後の準備・撤収時間を含まない。事前準備に時間を要する場合には、謝金単価と準備に要する時間を考慮の上決定するものとする。

3 等級の決定および謝金の額の決定は理事長の決裁によるものとする。

4 高額になる場合は理事会の決定を必要とする。ただし、講師側から見積書の提示があった場合はこれに限らない。

(旅費の額)

第 4 条 旅費は、交通費実費精算とする。実費が高額となる場合は、先方から見積書の提出を要件とする。

(例外事項)

第 5 条 委託先等、相手先との協議により特に必要と認められた場合は、相手先の意向に合わせた謝金単価基準を用いることができる。その際は見積書の提出を要件とする。

(補助事業等)

第 6 条 補助事業、助成事業、受託事業を行う場合であって、謝金の取り扱いについて本規程と異なる基準が示されている事項は、これを優先するものとする。

(規程の改定)

第 7 条 本規定の変更は、理事会の決定を持って行う。

附 則

本規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 6 年 2 月 27 日理事会決議）